

弁護士秘匿特権めぐる国際動向と日本の対応 ——東京三会国際セミナー「Attorney-Client Privilege」

●今年のテーマ

10月15日、弁護士会館クレオにて、「『Attorney-Client Privilege』～国際化と弁護士秘匿特権の新しい潮流～」と題して、会員弁護士（外国特別会員らを含む）及び会外から企業法務スタッフ・法務省担当官など百数十名を集めてシンポジウムを行なった。

資金洗浄規制やゲートキーパー論などを受けて、我が国においても弁護士に一定の依頼内容開示義務を課そうという機運が高まっており、また、訴訟における弁護士秘匿特権に関する米国やEUの最近の動向など、国際化の中で我が国弁護士が伝統的に有してきた守秘義務は今後どのように解釈されていくべきか、などの問題を、各方面の専門家を招いて考えていくことが目的であった。

●日米英から4名の報告

まず基調報告として、國生一彦会員が我が国弁護士の視点から説明を行ない、次に、法務省司法法制部付山崎耕史氏が、政府間機関であるFATF（金融活動作業部会）の近時のテロ防止・資金洗浄規制に関する取組みを説明し、ゲートキーパー論（弁護士等の専門職に対し、疑わしい取引に関して政府や弁護士会などへの届け出義務といった門番的義務を課すという地球規模の潮流）の成立、展開の経緯、我が国への立法化への検討課題を解説した。

次に、現在香港にて活動する英国弁護士 Richard Chalk 氏から、英国及びEU法の立場から見た弁護士秘匿特権の取扱いの最近の動向について解説があり、最後に、米国の訴訟弁護士である John Kidd 氏から、米国法における同様の解説があった（いずれも通訳付）。Chalk 氏からは、欧州におけるEU裁判所の立場や各EU加盟国の立場からの解説があり、Kidd 氏からは電子メールでの弁護士・依頼者間のやり取りが秘匿の対象にならない事例について言及があり、また近年の

連邦民事訴訟規則の改正により古い知識は役に立たないとの指摘もあった。

●第2部はシンポジウム

休憩後の第2部は、山崎氏が退席する代わりに、一橋大学大学院企業戦略研究科教授であり、二弁会員でもある小林秀之教授をお招きし、シンポジウムを行なった（司会は当会の山原英治会員）。小林教授は、主として我が国民事訴訟法改正の経緯を踏まえ、訴訟における弁護士の守秘義務は、新法にて文書提出義務が一般義務化された反面として明記された（法220条4号）ことを紹介すると共に、各基調報告に対し個別的に所感を述べられ簡潔にまとめられた。

さらに、第2部では、欧米の裁判所において外国弁護士としての扱いを受ける我が国弁護士が弁護士秘匿特権について如何なる権利を有しているかについて、Chalk 氏及びKidd 氏から詳細な解説があった。

●利き酒コンテスト

閉幕後のレセプションがクレオの隣室にて開催されたが、外国からパネラーを招いたこともあって、日本酒の利き酒コンテストを組み込んだ。これには参加した外国人も盛り上がり、シンポジウム後の会話も弾んだ。

なお、見事利き酒を全問正解したのは、一弁会員の Eric Sedlak 氏1名のみであり、同氏に賞状が授与された。後日、Sedlak 氏に利き酒についてお聞きしたところ、大きな器より小さな器の方が、香り・色・味が分かれるとのこと、五感で味わった印象と銘柄の漢字・ローマ字から来るイメージ・音感の印象を重ね合わせたとのこと。何事にも基本が大切ということか、と感服した。

（国際委員会副委員長 石井藤次郎）